

第31回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和2年7月2日（木） 17時00分

場 所：災害対策本部室（本庁舎3階）

- 1 開会
- 2 本部長あいさつ
- 3 報告事項
 - （1）新型コロナウイルス感染症に係る相談・検査について
 - （2）鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第18回）の概要について
- 4 協議事項
 - （1）鳥取市コロナシグナルについて
- 5 その他
- 6 閉会

新型コロナウイルス感染症に係る相談、検査の状況について

2020. 7. 2
鳥取市保健所

1 相談件数

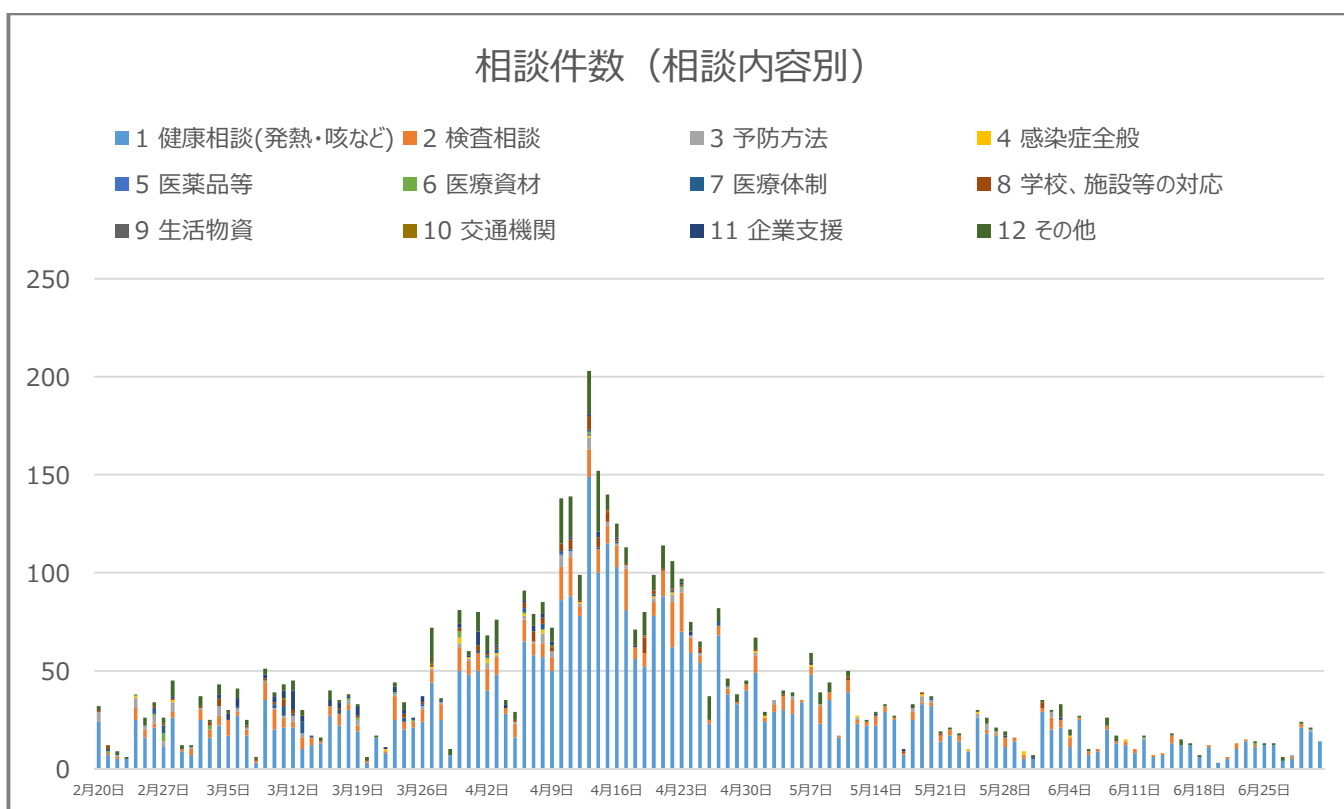
(1) 相談者別

相 談 者	延件数 (件)
住 民	4, 531
医 療 機 関	400
そ の 他	530
合 計	5, 461

(参考：中部 1, 738 件、西部 5, 396 件)

(2) 相談内容別

相談内容	延件数 (件)
健康相談	3, 889
検査相談	594
予防方法	149
学校施設の対応	119
その他	710
合 計	5, 461



2 検査件数

	東部	中部	西部	合計
件数 (件)	782	204	511	1, 497
うち陽性	2	0	1	3

(※相談、検査件数令和2年7月1日までの件数)

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第18回） 経済雇用対策本部会議（第6回）

日時：令和2年6月30日（火）午後2時～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）ほか
＜感染拡大防止のため部屋を分散して参加＞

出席：知事、副知事

令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、危機管理局
福祉保健部、生活環境部、商工労働部、教育委員会
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所
日野振興センター、アドバイザー

議題：◇鳥取県版新型コロナ警報について
◇その他

鳥取県版 新型コロナ警報の本運用について

県として新型コロナウイルスの感染拡大リスクの評価基準を設定し、県民、企業、医療機関等にとっても分かりやすい指標として共有することにより、新型コロナウイルス対策を効果的に展開していくとともに、経済、社会活動や医療提供体制の持続化、安定化を図る。

<鳥取県版新型コロナ警報>

区 分		注意報	警報	特別警報
指 標	新規陽性患者数	1人 (東・中・西部いずれか)	全県で 6人／週 (東部 3人、中部 2人、西部 3人でも発動)	
	感染経路不明等	—	感染経路不明などで感染拡大のおそれ	
	病床・人工呼吸器	—	—	どちらかで 稼働率 50%超
活動制限	外出・イベント・施設	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○発生施設に係る箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請	○8割の接触削減(生活維持に必要なものを除く外出自粛)
	学校	○感染者の学校休業が基本	○休業、分散登校等(全県も)	○全県で休業
医療強化	保健所	○疫学調査応援職員を派遣	○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等	
	医療・福祉	○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等	○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等	○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等
要請の法的根拠等		協力依頼 等	特措法第24条第9項による要請 等	特措法第45条も発動 等 ²

<鳥取県版新型コロナ警報の特徴>

(1) 県民に伝わりやすい表現で公表

「注意報」「警報」「特別警報」という県民にもなじみの深い言葉で注意喚起。

(2) 国の想定や他県よりも厳しい基準とし、専門家意見に基づき総合判断

第一波では感染が広がらなかった鳥取県の実情に沿った基準で運用し、感染状況や全国のクラスター発生状況等を踏まえ、専門家チームの意見に基づき、臨機応変に必要性が高いものから実施。

注意報：0.2人／10万人で発令（警報：1人／10万人）⇒早期の注意喚起で態勢づくりを促す

※国の緊急事態措置を解除した基準：0.5人／10万人

※国の特措法第24条第9項実施の判断基準：2.5人／10万人（4/7緊急事態発動時の基準(5人/10万人)の半分）

(3) 地域ごとでの発令

全県一律の発令のほか、地域別での発令基準も設定

注意報：東中西いずれかで1人 警報：東部3人、中部2人、西部3人

(4) 活動制限は必要性が高いものに要請（状況に応じ発令区分に関わらず対策を前倒し実施）

警報、特別警報レベルで比較的規模の大きなイベント等から順次制限、網羅的に制限するのではなく、感染の発生状況により必要性があると認められる業務や施設について自粛要請、協力要請を行い、経済・社会活動との両立を図る。

(5) 活動制限だけでなく、医療強化も発動（状況に応じ発令区分に関わらず対策を前倒し実施）

段階に応じて積極的疫学調査や発熱・帰国者・接触者相談センターの体制を強化し、院内感染や施設内感染の予防対策、必要物資や病床確保等の対策と連動させる。

<運用開始日>

県新型コロナウイルス感染症対策本部での承認日（令和2年6月30日予定）

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画（抜粋）

県内感染確認期	県内感染拡大警戒期	緊急事態宣言がされた場合の緊急事態措置
学校は、その児童・生徒や職員等の中から新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときは、ひとまず14日間、臨時休業することを基本とする。 ただし、その実施の規模及び期間等については、所轄の保健所の疫学調査を踏まえ、専門家と相談の上、以下の状況を総合的に判断して、最終的に決定することとする。 ・学校内における活動の態様 ・接触者の多寡 ・地域における感染拡大の状況 ・感染経路の明否	≪学校における臨時休業（※緊急事態措置によらない県の要請等に基づく自主的な対応として）≫ 学校における臨時休業は、<u>県内感染確認期と同様の対応とする。</u> なお、<u>県が感染拡大を防止するため学校の地域的な一斉休業を要請したときは、生活圏や通学等の状況等を勘案して設定する一定の区域内にある学校は、未発生</u> <u>の所も含め、全て臨時休業することとする。</u> 教職員や児童生徒の家族等が罹患した場合並びに本人に発熱等の風邪症状が見られる場合には、学校へ出勤・登校しないよう指導する。	県は、特措法第45条第2項に基づき、<u>学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。</u>要請に応じない学校、保育所等に対し、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。 保育所については、利用状況の減少に応じて要請することとし、自宅での監護が困難な幼児の合同保育等の代替策について、あらかじめ市町村と調整する。放課後児童クラブについても同様に、施設の使用制限（臨時休業）の要請を行う。 4

業種別ガイドラインの普及

県版ガイドライン：11業種で策定

- 各関係団体や専門家の意見を聞きながら、県版ガイドラインを策定・更新
 - ・策定済：飲食、接待を伴う飲食（更新）、宿泊、理容、美容、クリーニング、公衆浴場、登山客向、スポーツジム、ライブハウス（施設に合わせたオーダーメイド型）、海水浴場
- ＜参考＞ 全国の業種別ガイドラインの状況 148のガイドラインのうち141件策定済
- 地域イベントについてのガイドライン策定、相談体制充実
- ガイドラインの定着状況や課題等について、団体等への聞取を実施
 - 現行ガイドラインの更新、新ガイドラインの策定を行っていく

「協賛店」制度：1093店舗

- 店舗が対策チェックリスト・「協賛店」ステッカーを掲示
 - ⇒安心して利用していただけることを見える化
 - 飲食店・宿泊施設等生活衛生関係業、運輸業、観光業、サービス業等幅広く展開

新たな「認証」制度：2店舗

- 高度な感染予防対策に取り組む店舗・事業者に対して、県が認証書を交付
 - ⇒協賛店のモデルとなる模範的店舗としてPR
 - ・認証店：ライブハウス1店舗、理容所1店舗



(6/29時点) 5

福祉施設に対する感染予防の取組

新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備え、県内の社会福祉施設において感染予防に係る万全の対策を講じることができるよう、専門家の指導により予防対策について理解を深める研修会等を実施。

専門家チームによる施設現地指導

6/22・障害者福祉施設・鹿野第二かちみ園(鳥取市)

指導：感染管理認定看護師
森原看護師(鳥取医療センター)
黒阪看護師(尾崎病院)

助言：濃厚接触者や感染者が出た場合、移動に制限をかけつつできるだけ行き来のできるような動線確保の工夫が必要、等



専門家チームによる施設現地指導

6/23・障害者福祉施設・もみの木園(米子市)

指導：鳥取大学医学部 千酌教授
感染管理認定看護師
鹿原看護師(山陰労災病院)
助言：ゾーニング個所を明確にするために床や壁にテープで目印を張っておくとよい。防護服の脱着や感染廃棄物の処理等は訓練しておくべき、等



専門家チームによる施設現地指導

6/30・特別養護老人ホーム倉吉スターロイヤル(倉吉市)

指導：感染管理認定看護師 福井看護師(厚生病院)

7/4 老健・特養を対象とした研修会

施設内で感染対策の要となる看護職を対象に感染予防対策の研修を地区別で実施予定

- 【東部】会場：鳥取看護研修センター 講師：松山看護師(鳥取生協病院)
事例発表：新しいなば幸朋苑、はまゆう(賛幸会)
- 【中部】会場：倉吉体育文化会館 講師：福井看護師(厚生病院)
事例発表：特養ル・サンテリオン、老健のじま
- 【西部】会場：米子市ふれあいの里 講師：米田看護師(養和病院)
事例発表：こうほうえん、ル・サンテリオン

8/22 訪問看護ステーションを対象とした研修会

訪問看護ステーションの看護職員を対象とした研修会を開催予定。

◆福祉施設内で患者が発生した場合、介護職員など横の連携による派遣応援、医師看護師などの医療スタッフの派遣などについて、医師会、看護協会、各福祉施設団体と協議中。

経済対策予算の早期執行

■ 事業継続に向けた支援

(6月29日17:00時点)

補助金名	申請件数	交付件数
頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業 (上限10万円、10/10)	1,606	1,321
新型コロナウイルス克服再スタート応援金 (一律10万円の応援金)	4,140	3,100
緊急応援補助金「経営危機克服型」(新分野進出支援: 上限50万円、3/4)	468	457

■ 需要の喚起策

複数事業者による需要喚起を応援するための補助「**地域で頑張るお店応援事業補助金**(上限200万円、3/4)」には約60件の申請が見込まれている。

■ 資金繰り支援 (新型コロナウイルス感染症対応資金)

無利子期間：5年、無保証料期間：10年、据置期間：最長5年

≪実績(6/24日現在)≫ 融資実行件数 3,241件 (637億円)

※ 現行融資枠を800億円まで増額 [6月補正]

コロナに打ち克つ！新型コロナ経済対策予算セミナー

県内事業者等を対象とした、新型コロナウイルス感染症に関わる補助金等の緊急経済対策についてセミナー及び個別相談会を行います。

＜セミナー内容＞ 主催：鳥取県

◆ 県・国・市町村の緊急経済対策予算による補助事業等の紹介

◆ 県ワンストップ相談窓口の案内 など

➤ セミナー終了後、申請に向けて具体的支援する**個別相談会**開催
(希望者対象)

東部会場 (日時) 令和2年7月17日(金) 10時00分～
(場所) とりぎん文化会館 第一会議室 (鳥取市尚徳町101-5)

中部会場 (日時) 令和2年7月15日(水) 15時00分～
(場所) 中部総合事務所 講堂 (倉吉市東巖城町2)

西部会場 (日時) 令和2年7月15日(水) 10時00分～
(場所) 西部総合事務所 講堂 (米子市萩町1丁目160)

申込期限
7月10日(金)
まで



鳥取県民限定!

#We love 鳥取キャンペーンPart2

鳥取県民の皆様に、鳥取県の魅力をさらに満喫いただくキャンペーンです。
鳥取県民の方が**対象の宿泊施設や観光施設、体験型観光メニュー等**を利用される場合に、
その費用の**半額を割引します!** (上限3000円)

対象施設は
200以上!
詳しくは
県HPへ▶



本人確認書類を
持参してね!

入口でアンケート
に協力してね!

引き続き
感染予防に
取り組もう!



体験した鳥取県の魅力をSNS等で紹介して、みんなで地元を応援しよう! ☺ **#welove鳥取**



※画像はイメージです。



「美味しい 楽しい 行ってみ隊」の活動（１）

6/17(水)に、感染予防のためのガイドラインを実践しながら頑張る県内のお店や県産品、観光地等を県民挙げて応援する「美味しい 楽しい 行ってみ隊」を結成

（１）キャラバン活動

- ・ 6/19(金)の経済団体に対する知事の呼び掛けをはじめとして、多くの団体・事業所に対してキャラバン活動を実施中。
- ・ 現在、48団体・事業者が賛同（6/29(月)現在） ※県ＨＰで公開中

（２）率先行動

- ・ 6/21(日)に知事や職員が鳥取砂丘でファットバイクに乗車し、鳥取砂丘アクティビティ協会や地元スポーツチームの皆さんと鳥取砂丘の観光事業者の皆さんをメッセージで応援。
- ・ 昼食時にデリバリー・テイクアウトを積極的に利用。など

（３）情報発信

- ・ マスメディアや県のホームページ・ＳＮＳにより県民に参加を呼び掛けるとともに、ＳＮＳで隊員が訪れた観光地やお店などを紹介。



「美味しい 楽しい 行ってみ隊」の活動（２）

趣旨にご賛同いただいている48団体・事業所（6月29日時点）

鳥取銀行、山陰合同銀行、鳥取信用金庫、倉吉信用金庫、西日本旅客鉄道株式会社米子支社
(株)ジャパンディスプレイ鳥取工場、(株)コクヨMVP、JCBエクセ、
米久おいしい鶏(株)、(株)グッドスマイルカンパニー楽月工場、
リコーインダストリアルソリューションズ(株)鳥取事業所、
(株)門永水産、鳥取県商工会連合会、鳥取県商工会議所連合会、
鳥取県中小企業団体中央会、(一社)鳥取県経営者協会、
鳥取県信用保証協会、鳥取県農業協同組合中央会、鳥取西部農業協同組合、JTB鳥取支店
日本労働組合総連合会鳥取県連合会、鳥取県町村会、鳥取県町村会議長会、
中国電力(株)、(株)中電工鳥取統括支社、(福)こうほうえん、鳥取県PTA協議会、
公立鳥取環境大学、(株)サンマート、全日空鳥取空港所、SMBC日興証券(株)米子支店、
Cheerful鳥取、TOTTORI BLUE BIRDS、鳥取砂丘アクティビティ協会、
王子製紙(株)米子工場、(株)イーウェル E-Space米子、DARAZ FM、
鳥取県森林組合連合会、鳥取県漁業協同組合、賀露中央海鮮市場協同組合、(株)ケイズ、
(株)ミヨシ産業、とっとりずむ、Webもり、日本海テレビジョン放送(株)、(株)山陰放送、
(株)山陰中央新報社米子総局、(福)鳥取県社会福祉協議会

感染警戒地域について

- ◆ 鳥取県では、県外との往来に注意すべき地域として「感染警戒地域」としてお知らせしています。

その中でも特に注意すべき地域を「重要感染警戒地域」として、県民の皆様にお知らせすることとします。

【重要感染警戒地域】（2020年6月30日更新）

東京都、埼玉県

【感染警戒地域】

北海道、宮城県、栃木県、千葉県、神奈川県、山梨県、京都府

- ◆このような地域との往来には、流行状況や各自治体が出す情報などを確認し、「三つの密」を避け距離が取れない場合のマスクの着用や手洗いなど予防に努め、十分に注意してください。

＜各種報道・有識者のコメント＞

- ・東京では、複数の夜の街で感染が確認され始めていて、夜の街から別の夜の街へ、感染が広がっている状況があるのではないかと
- ・東京など、感染の状況が思わしくない地域では、感染対策なしに夜の街に行かないことや少しでも体調が悪ければ、特に繁華街などで出歩かないことを心がけてほしい

鳥取市コロナシグナル

☆新規陽性患者の発生に合わせた市の対応を共有し、新型コロナウイルス感染症の効果的な感染防止、感染拡大防止対策に努める。

シグナル		オフ	オン
新規陽性患者		なし	あり
活動制限	イベント・会議等	・手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、「新しい生活様式」に基づく基本的な感染防止策を徹底すること。 ・イベント等の主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント・会議等前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけを行うこと。 ・イベント等の主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意をはらうこと。 ・イベント等の参加者には、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることを周知すること。 また、発熱等の症状がある者はイベント等に参加しない措置を講じること。	感染が確認された日から起算して14日を経過しない間に開催するイベント等は、原則中止又は延期とする。 ただし、国・県のガイドラインの実践等により、感染予防が図られる場合はこの限りではない。
	市有施設	— 感染発生を予防する事項の呼びかけ ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底	感染者が発症2日前以降に使用した施設は濃厚接触者のPCR検査結果（陰性）が確定するまで休館とする。 その他の施設については、イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方を踏まえ施設の開館継続・休館の判断を行う。ただし、福祉施設等臨時休業とする事で市民生活に重大な影響を及ぼす施設及び屋外スポーツ施設、公園、利用者が地域住民に限られ、かつ利用者が特定される施設はこの限りではない。

※陽性患者の確認状況、行動歴などにより対応を変更する場合がある。

※新規陽性患者確認された日から14日間新たに陽性患者が確認されない場合オフにする。